調布市立学校における
感染症予防ガイドライン
（新型コロナウイルス感染症）

≪令和2年8月24日版≫

調布市教育委員会

目　次

教育活動編

１　授業時数の確保---------- １
２　学校再開後の学習評価---------- １
３　感染症の予防，保護者が児童・生徒を出席させなかった場合---------- ２
４　感染予防対策---------- ２
５　教育活動上の留意点---------- ３
⑴　学校行事の実施---------- ３
⑵　連合行事等の学校行事---------- ４
⑶　教科指導の留意点---------- ４
⑷　その他の教育活動---------- ６
⑸　その他---------- ７
６　「学校で学習する内容」と「家庭で学習することができる内容」とを
連動させた指導計画の立案---------- ８
７　知的障害学級における教科等指導の留意点---------- 11
８　校内通級教室，通級指導学級での対応及び
利用児童・生徒等への対応---------- 11
９　今後の就学相談（校内通級教室等入退級部会）---------- 12
１０　感染者，濃厚接触者等に対するいじめ等への対処---------- 12

別添資料

調布市立学校における感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）
「教育活動編」２学期以降の教育活動の柔軟な対応について

保健衛生編

第１章　本編の位置づけ及び基本的な考え方

１　本編の位置づけ---------- 13
２　保健衛生に関する基本的な考え方---------- 13
３　学校（教職員）の役割---------- 14
４　教育委員会事務局の役割---------- 16

第２章　具体的な感染予防策

１　健康管理・衛生管理等---------- 17
⑴　児童・生徒の健康管理・衛生管理---------- 17
⑵　教職員の健康管理・衛生管理---------- 17
⑶　来校者の体調管理・衛生管理---------- 18
⑷　教室等の環境衛生管理---------- 19
⑸　給食調理上の衛生管理---------- 20
⑹　給食指導時の衛生管理---------- 20

⑺　学校再開時の給食対応（配膳が簡易な給食の提供等）---------- 20
⑻　夏季の給食提供---------- 21
⑼　児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応---------- 21
２　出席停止の取扱い等---------- 22

第３章　臨時休業（感染者が判明した場合等の対応）
１　感染者が判明した場合---------- 23
⑴　児童・生徒の感染が判明した場合---------- 23
⑵　教職員の感染が判明した場合---------- 23
２　濃厚接触者に特定された場合---------- 23
⑴　児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合---------- 23
⑵　教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合---------- 23
３　保護者等への周知・市民への公表---------- 24
４　校内の消毒---------- 24
５　都内感染者の発生状況を踏まえた措置---------- 24

＜様式・参考資料＞
様式１「健康観察票（児童・生徒用）」
様式２　削除
様式３「健康チェック表（教職員用）」
様式４「新型コロナウイルス感染症罹患による欠席届」
様式５「新型コロナウイルスの濃厚接触による欠席届」
様式６「基礎疾患等による欠席届」
様式７「発熱等による欠席届」　※一部改訂
様式８「海外からの帰国による欠席届」
参考様式「健康チェック表（来校者用）」
【参考資料１－１】国ガイドライン
URL　https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00008.html
【参考資料１－２】国ガイドラインⅡ
URL　https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00010.html
【参考資料１－３】国マニュアル
URL　https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
【参考資料２―１】国 学校再開Ｑ＆Ａ
URL　https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00025.html
【参考資料２―２】国 学校運営上の工夫通知
URL　https://www.mext.go.jp/content/20200501-mxt_kouhou02-000004520_2.pdf
【参考資料３】都立学校版ガイドライン
URL　https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2020/release20200528_02.html
【参考資料４】削除
【参考資料５】「家庭内でご注意いただきたいこと～８つのポイント（厚生労働省）」

【略称】本ガイドライン中では，下記のとおり略して表記する。

国ガイドライン	←	令和２年３月 24 日付け文部科学省通知 「令和２年度における小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」 ※別添１含む
国ガイドラインⅡ	←	令和２年４月 17 日付け文部科学省通知 「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の変更について」
国マニュアル	←	令和２年８月６日　文部科学省改訂 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル　～「学校の新しい生活様式」～(2020.8.6 Ver.3)」
国 学校再開 Ｑ＆Ａ	←	令和２年５月 21 日付け文部科学省事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するＱ＆Ａの送付について（５月 21 日時点）」
国　学校運営上の工夫通知	←	令和２年５月１日付け文部科学省通知 「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」
都立学校版 ガイドライン	←	令和２年６月 19 日　東京都教育委員会改訂 「感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）改訂版」

教育活動編

１　令和２年度の授業時数の確保について

夏季休業期間の短縮や土曜授業日の設定により，今年度予定していた授業日数より１６日程度の不足まで解消することができる。さらに，従来の学校行事等の在り方を見直したり，各教科等の指導の計画や指導の方法を工夫したりするなどして，授業時数を確保する。

なお，再度の臨時休業の措置等により，どうしても今年度中に指導できない内容があった場合には，文部科学省のガイドライン等に則り，複数年で計画的に指導する必要もでてくる。このことについては，できるだけ先送りにより次の学年での学習内容が増大しないよう再度の臨時休校に備え，可能な範囲で授業時数を確保しておくようにする。

⑴　授業日数を確保することにより授業時数を確保する。

①　夏季休業日の短縮　※冬季休業の短縮は一律には行わない。

ア　１学期の終業式・・・令和２年８月　７日（金）

イ　２学期の始業式・・・令和２年８月２４日（月）

②　土曜授業日の実施（７月～１２月，月２回程度）

ア　原則，第２，第４土曜授業日（午前授業）の設定

※　なお，部活動の大会（地域大会）やその他の教育活動（東京駅伝試走会等）などの関連から，月に２日間（午前授業）の土曜授業日を１日（全日）の土曜授業日にすることができる。

⑵　指導計画を見直すことによって授業時数を確保する。

①　単元等の指導計画を見直し，予定されていた指導時数を縮小する。

②　既習事項を関連のある単元等と関連付けながら，習得を目指す。

③　複数の学年間で指導する教科（国語，生活，音楽，図画工作（美術）等）においては，その間で指導事項が確実に指導できるよう，長期の視点で指導計画を見直す。

２　学校再開後の学習評価について

⑴　家庭学習の評価

教科等の年間指導計画を踏まえた課題に対して，児童・生徒が家庭で取り組んだ課題やプリント等の成果を適切に把握し，学校での指導に生かした上で，学習評価に反映することができるよう工夫する。

⑵　年間を通した評価の考え方

臨時休業の長期化により，各教科等，特に体育，図画工作（美術），技術・家庭，音楽等，実技等を中心とした学習が十分に行えない場合を想定し，提出された課題等の内容により総合的に判断した上で評価するなど，あらかじめ評価方法を設定する。

なお，上記⑴⑵を踏まえ，学校として今年度の各教科等の学習評価の方針を立て，児童・生徒及びその保護者に丁寧に説明する。

３　感染症の予防上，保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して，その予防上，保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合には，登校できない児童・生徒等に連絡を取り，健康状態や学習状況を把握するとともに，学校の学習内容や課題を提示するなどして個別に対応を行う。この場合の出欠の扱いについては，「校長が出席しなくてもよいと認める日」として扱うことができる。その際，指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず，「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

４　感染予防対策（詳細は，「保健衛生編」を参照）について

⑴　「新しい生活様式」では，人との間隔は，できるだけ２メートル（最低１メートル）空けることを推奨している。感染が一旦収束した地域にあっても，学校は「３つの密」となりやすい場所であることには変わりはなく，可能な限り身体的距離を確保する。

※　通常再開した後は，児童・生徒の間隔は１メートルを目安とする。

⑵　教室等の制約から２メートル（最低１メートル）の距離を確保できない場合には，できるだけ距離を離し，換気を十分に行うことや，マスクを着用することなどを併せて行うことにより「３つの密」を避けるよう努める。

⑶　授業中，教職員及び児童・生徒は，飛沫防止のためマスク又は代用品（ハンカチ，手拭いなど）を着用する。ただし，気候等の状況等により，熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は，マスクを外してもよい。その際は，換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をする。

⑷　教員等は，授業中必要に応じて，フェイス・シールドを着用することも可とする。

⑸　話し合い活動などを実施する場合は，咳エチケットの要領でマスク又は代用品（ハンカチ，手拭いなど）を着用することを指導するとともに，長時間の活動は控える。

⑹　授業中，児童・生徒が体調不良を訴えた場合は，速やかに保健室等に移動させるとともに，保護者に連絡した上で，下校させる。

⑺　適時，教室等の窓は開放（両方向を開放し風通しをよくする）し，十分な換気を行う。なお，空調を使用したり，風雨の強い日だったりする場合には，必ずしも窓を広く開ける必要はないが，換気の程度は天気や教室の位置によって異なるため，必要に応じて学校薬剤師と相談するとともに，常時閉鎖した状態にならないようにする。

⑻　特別教室，校庭等での活動後や清掃後，又は，トイレの使用後や給食前は無論，それ以外においても，適宜，石鹸を使って手洗いを行う習慣を徹底するよう指導する。

⑼　下校の際は，速やかに自宅に帰り，地域の感染防止に対する取組の必要性が低減するまで，不要不急の外出を行わないよう指導する。

５　教育活動上の留意点（６月１日版のため別添を参照）について

⑴　学校行事の実施について考え方

運動会・体育祭	・　事前指導に多くの時間を要するとともに，接触を伴う練習は，感染リスクが高い状況にあることから，これまで実施してきた方法（内容，週休日開催，保護者・地域の方が一同に参観など）による実施は中止とする。ただし，時期を延期し，十分な健康・安全を確保できる状況になった場合は，平日に各学校がスポーツ大会（仮）など工夫して実施することができる。
学芸会・学習発表会，作品展覧会，合唱祭	・　事前指導や準備に多くの時間を要するとともに，密接した発声等を伴う練習は，感染リスクが高い状況にあることから，これまで実施してきた方法による実施は中止とする。ただし，次のように実施の在り方を見直すことで実施することはできる。 ①　小学校の作品展覧会については，実施方法を工夫することで感染リスクを下げることができることから，実施することはできる。また，教育課程を見直し，隔年で実施している学芸会を作品展覧会に変更して実施することができる。 ②　中学校の合唱コンクールについては，これまで実施してきた方法による実施（市施設利用等）は中止とするが，感染状況を踏まえ，校内において工夫して実施することができる。

移動教室（小学校）	・　実地踏査の日程の調整や宿舎及び交通機関等との調整が困難であることから中止する。
修学旅行（中学校）	・　各学校が，感染状況を踏まえて実施の可否を判断する。ただし，キャンセル料が発生することから感染状況を踏まえつつ，早めに判断する。
宿泊を伴う学習 （特別支援学級）	・　１学期に実施するものは２学期以降に延期する。２学期以降に実施する場合については，各学校が，感染状況を踏まえて実施の可否を判断する。ただし，キャンセル料が発生する場合は，早めに判断する。
移動教室（中学校）	・　実地踏査の日程の調整や宿舎及び交通機関等との調整が困難であることから中止する。
校外学習 （地域学習等）	・　１学期中に実施予定の電車・バスなどの交通機関を利用した校外学習は，２学期以降に延期又は中止とする。１学期中の徒歩による校外学習についても同様に延期や中止を検討する。
健康診断	・　円滑な測定等が行われるよう，学年ごとに分散させるとともに，検診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。 ・　４月に予定していた健康診断は９月以降，５月に予定していた健康診断は，９月以降をひとつの目安としつつ，各学校と学校医との調整において無理なく実施できる日程が９月以前にある場合は，その日程を優先し，当該年度末までの間に可能な限り，速やかに実施する。 ・　心臓病健診（心音心電図検査）は８・９月に実施することとし，歯科刷掃指導及び給食後の歯磨きについては，飛沫による感染予防の観点から，当面の間，実施を見送る。 ※　健診項目ごとの日程・対応等詳細は別途学校へ通知する。
避難訓練	・　避難訓練は，２学期に延期する。ただし，学校再開後，すみやかに避難経路等については指導する。

⑵　連合行事等の学校行事について

心の劇場，連合音楽会，音楽鑑賞教室，古典芸能，連合図工（作品）展，合同学習発表会等	・　密集，密閉，密接の回避が難しく，感染リスクが高い状況にあるとともに，日程の調整が困難であることから，今年度分については全て中止とする。ただし，連合図工（作品）展覧会については，実施方法を工夫することで感染リスクを下げることができることから，実施する方向で検討する。

⑶　教科指導の留意点

教科の指導においては，話合いや発表などの活動を一律に中止するものではない。学習指導要領の目標を十分に踏まえ実施する場合には，感染症対策として「マスク等の着用」「一定の距離」「同じ方向を向く」「回数や時間をしぼる」などの対策を講じて実施する。

教科等	留意事項
国　語	・　「話すこと・聞くこと」の学習は，指導の順序を入れ替えるなど，感染状況を踏まえて実施を検討する。 ・　近距離での会話や発声等が必要な場面では，飛沫を飛ばさないよう，マスクの着用を徹底する。 ・　漢字や語句などの学習は，単元に工夫して位置付ける。
社　会	・　自宅で調べ学習を課すときは，教科書の本文だけではなく，グラフ，写真，表などの資料にも着目して調べるように指導する。また，家庭学習で調べたことを，教室で交流できるようにする。

	・　映像資料については，「おうちで学ぼう NHK for School」などを参考にする。
算数（数学）	・　各領域における用語や定義，学習指導要領の（内容の取扱い）については，授業中に確実に指導し，家庭学習で計算練習を課すなど，授業と家庭学習が連続するよう，指導計画を見直す。 ・　前年度の未指導分については，学校再開後すぐに指導すべき内容であるか，新学年の指導内容との関連を踏まえつつ，指導の順序を入れ替えるなどして，確実に指導する。
理　科	・　学校で自分なりの予想（仮説）や結果から分かったことの書き方など，ノート指導を十分に行い，家庭学習で自分の考えを，まとめることができるようにする。また，学校で個々の考えを共有し，考えを深める時間を設定する。 ・　映像資料については，「NHK for School」内にある「先生」ページの「教科書から探す」などを参考にして，実験・観察の事前準備や復習など家庭学習の課題として提示するなど工夫する。
生　活	・　校外へ出かける学習は，２学期以降に位置付けておく。 ・　小学校入学当初においては，幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行する。 ・　生活科を中心とした合科的・関連的な指導や，弾力的な時間割の設定を行う。
音　楽	【「歌唱」の学習や「器楽」の学習活動のうち鍵盤ハーモニカなど呼気を用いた楽器を扱う学習】 ・　指導の順序を入れ替えるなど，感染状況を踏まえて実施を検討する。 ・　教室で指導できることと音楽室等で指導しなければならないことを明確にし，適切な場所で指導する。 ・　できる限り一人一人の間隔を空け，人がいる方向に口が向かないようにする。また，指導方法を工夫し，ハミングなどの方法を取り入れる。 ・　学校再開後は，感染状況を踏まえつつ，一斉に全員が歌ったり演奏したりすることは避け，少人数での活動を基本とし，グループごとに順番に演奏等をしたり，グループの活動場所を別にしたりするなど配慮する。 ・　「器楽」の学習で用いる楽器のうち，複数の児童・生徒が触れる可能性のあるものについては，こまめに消毒する。
図画工作（美術）	・　工作に表すことの内容に配当する時数と絵や立体工作に表すことの内容に配当する時数とおよそ等しくなるよう計画する。
体育（保健体育）	・　密集する運動や児童・生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については，指導の順序を入れ替えるなど，感染状況を踏まえて実施を検討する。 ・　春季休業及び臨時休業期間において，運動不足となっている児童・生徒もいると考えられるため，当面，体育の授業開始時には準備運動（ラジオ体操や一人でできる体ほぐし，ストレッチ等）を十分に行う。 ・　可能な限り授業を屋外で実施するなど，児童・生徒が密集して集合・整列する場面を避けるなどの工夫をする。 ・　用具を使用する前に消毒を実施するとともに，授業の前後に手洗いを徹底するなど，感染拡大防止のための防護措置等を講じる。

	・　校庭や体育館での運動において，十分に児童・生徒間の間隔を確保できる場合は，マスクを着用しなくてもよい。ただし，感染予防のために外したくないと意思表示があった場合は個別に対応し，熱中症等に注意すること。 ・　更衣室を使用する際は，定期的に換気するとともに短時間の利用とし，児童・生徒が密集した状態とならないよう工夫する。 ・　水泳指導（夏季休業中も含む）については中止とする。ただし，水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げる。また，保健分野の応急手当との関連を図る。
技術・家庭	＜小学校・家庭＞ ・　学習指導要領の「２　内容」の「A 家族・家庭生活」「B 衣食住の生活」「C 消費生活・環境」を，適切な授業時数を配当するとともに，２学年間を見通して履修学年や指導内容を適切に配列する。 ・　調理などの実習では，学校や児童の実情を踏まえ，実施時期を適切に判断するとともに，実施の際は衛生管理を一層徹底する。特に，調理器具やミシン等を複数で使用する際は，使用者を限定することや，使用ごとに消毒するなどする。 ＜中学校・技術＞ ・　分野目標の実現を目指した３学年間にわたる全体的な指導計画に基づき，授業時数を適切に設定する。 ・　指導時間を考慮した使用教材を選定するなど，３学年間でいずれかの分野に偏ることなく時数を配当して指導する。 ＜中学校・家庭＞ ・　「２　内容」のＡからＣまでを，３学年を見通した全体的な指導計画を作成する。ただし，「A 家族・家庭生活」の(1)については，小学校家庭科の学習を踏まえ，中学校における学習の見通しを立てさせるために，第１学年の最初に指導する。 ・　調理などの実習では，学校や生徒の実情を踏まえ，実施時期を適切に判断するとともに，実施の際は衛生管理を一層徹底する。特に，調理器具やミシン等を複数で使用する際は，使用者を限定することや，使用ごとに消毒するなどする。
外国語	・　近距離での会話や発声等が必要な場面では，飛沫を飛ばさないよう，マスクの着用を徹底する。 ・　発音の指導で口の動かし方などの指導が必要な場合は，フェイス・シールドを着用するなどを検討する。
道　徳	・　各道徳的諸価値（項目）について最低１回は指導する。
総合的な学習の時間	・　指導計画を見直し，探究的な学習を位置付ける。
特別活動	・　指導計画を見直し，自主的，実践的な活動を位置付ける。
クラブ，委員会活動等	・　臨時休業における未指導分を補完する必要はないが，今後の予定においては計画的に位置付ける。 ・　委員会活動は，活動内容や協議事項を精選し，短時間で行えるように工夫する。 ・　生徒総会等で児童・生徒を一同に会する集会は，感染状況を踏まえつつ，放送設備等を活用し，各教室で実施するなど，実施方法を工夫する。ただし，児童・生徒間の間隔が十分に確保できる場合は，校庭等での実施など学校の実態に応じて検討する。

⑷　その他の教育活動

職場体験	・　関係機関等との協議を行い，通常どおり実施することが不可能であることから，中止とする。ただし，勤労観・職業観に関わる学習は計画的に実施する。
あいさつ運動	・　各学校であいさつの大切さなど指導する。
学力調査（国,都,市）	・　全て中止とする。
体力調査(国は中止)	・　各学校の任意で東京都教育委員会に申請して実施する。
全校集会，学年集会	・　当面の間は，原則，放送設備等を活用し，各教室で実施する。ただし，全校児童・生徒を集合させて実施する必要があると校長が判断した場合は，体育館や校庭などを使用し，十分な間隔を開けて実施する。
部活動	・　学校が通常再開した後は，実施できる。 ・　一斉臨時休業及び春季休業期間において，運動不足となっている生徒もいると考えられるため，十分な準備運動を行うとともに，身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど，生徒の怪我防止には十分に留意すること。 ・　生徒が密集する活動や，生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動，向かい合って発声したりする活動については，地域の感染状況等を踏まえ，安全な実施が困難である場合，当面の間，密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。 ・　部活動で使用する用具等については，使用前に消毒を行うとともに，生徒間で不必要に使い回しをしないこと。 ・　対外試合や演奏会など多数の児童・生徒や不特定多数の参加者が見込まれる活動は，主催者と十分に検討を行い，実施の可否について判断する。 ・　更衣室や部室を使用する際は，定期的に換気するとともに短時間の利用とし，生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
学校給食	＜配膳が簡易な給食を実施する場合＞ ・　配膳を行う教員は，エプロン・三角巾・マスクを着用する。 ・　配膳の際は，児童・生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。 ・　児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け，会話を控えさせる。 ＜通常の給食を実施する場合＞ ・　配膳を行う児童・生徒等は，給食衣・帽子・マスクの着用，手洗いを徹底する。教員のエプロン・三角巾については，学務課から配布されているものを必ず着用する。 ・　配膳の際は，児童・生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。 ・　児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け，会話を控えさせる。 ＜夏季の給食提供＞ ・授業時数を確保するため，授業日とした７月下旬及び８月も給食を実施する。 ※　その他アレルギー対応等を含む詳細は「保健衛生編」参照

⑸　その他

学校公開	・　１学期は中止とする。２学期に実施する場合は，感染状況を踏まえつつ，学級や学年毎など分散公開を実施するなど工夫して実施する。

面談（二者，三者）	・　感染症対策を講じて実施する。
保護者会	・　１学期中の一同に会した実施は感染リスクが高いことから，２学期に延期できるものは延期する。ただし，実施の必要がある場合については，感染症対策を講じて，必要最低人数で実施する。
学校図書館の利用	・　感染症対策を徹底した上で，貸出等を行う。
タグラグビー大会	・　関係機関と協議の結果，中止とする。
東京都教育委員会の関連事業	・　東京都教育委員会の方針に基づき対応する。ただし，１学期に予定されているセーフティ教室や道徳授業地区公開講座については２学期以降に延期する。

６　「学校で学習する内容」と「家庭で学習することができる内容」とを連続させた指導計画の立案

学校再開後の学習については，限られた授業時数のなかで，昨年度の未指導分の学習内容と今年度の当該学年の学習内容の授業を行っていくことになります。そのためには，授業改善はもとより，これまで以上に家庭学習と連続性のある授業を行っていく必要があります。

例えば，これまで，単元等の学習過程を次のとおり実施してきました。

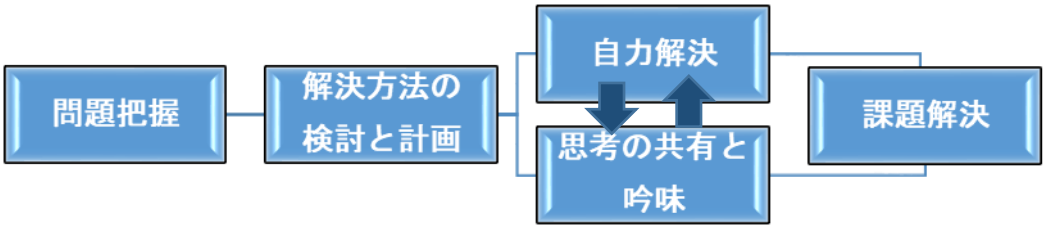

しかし，次のように，これまでの授業の一部を家庭学習とするなど，「指導すべきこと」と「家庭でできること」を明確にして，単元等の学習過程を考えることで，児童・生徒の学びの質を下げずに新学習指導要領の趣旨の実現を目指した指導を行うことができます。

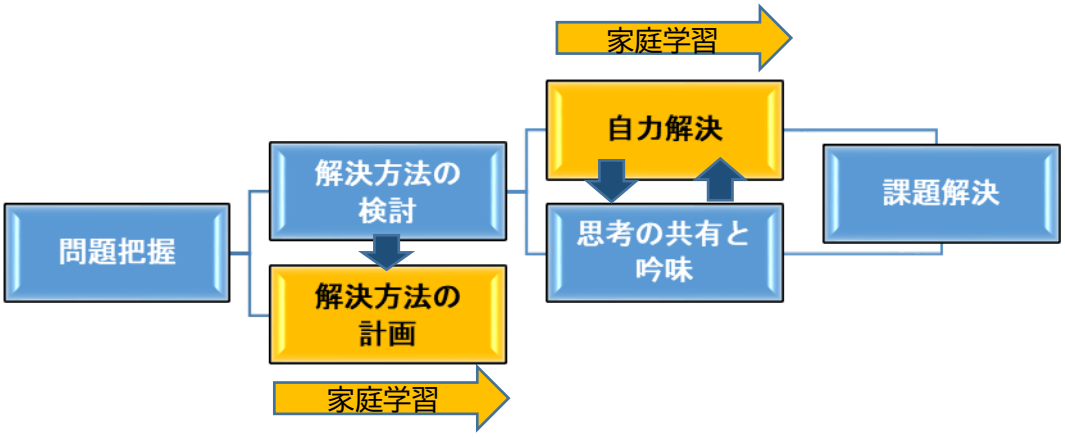

授業と家庭学習との連続性をもたせるためには，留意事項として，家庭学習に取り組む上で必要な指導事項は，授業で確実に指導しておくことです。

次のページから，いくつかの教科について，「学校で学習する内容」と「家庭で学習する内容」の連続性を踏まえた学習計画の例を示します。児童・生徒の実態に応じて，指導計画の見直しを行うなど，参考にしてください。

分散登校後においても，授業と家庭学習との連続性を保ちながら，児童・生徒が主体的に学ぶことが必要となります。しかし，全ての教科で家庭学習を課してしまうと，児童・生徒に過度の負担となってしまうため，教科間で調整するなど工夫することが大切です。

★国語科の一例

学校で学習する内容		家庭で学習する内容
① 学習課題を把握する。 （例 自分の思いを伝える） ② 学習計画を立てる。		
		③ 書きたい内容について，情報収集する。
④ 考えていることが伝わるように工夫して書けるように指導する。		
		⑤ 清書する。
⑥ 児童・生徒同士で読みあい，感想を伝えあったり，良い点を伝えたりする。		
⑦ 振り返りを行う。		

家庭学習への動機付け

個人でもできる学習

家庭で学習したことを話合いさせるなど，学習を深める活動を位置付ける。

★算数・数学科の一例

学校で学習する内容		家庭で学習する内容
① 学習課題を把握する。 （例 計算）		
		② 自力解決で解決方法を考える。
③ 解決方法を話し合ったり，特徴について共有したりして，まとめる。		
		④ 計算練習を行う。
⑦ 振り返りを行う。		

★理科の一例

学校で学習する内容		家庭で学習する内容
① 学習課題を把握する。（例 実験）		
② 実験器具や手順等の説明を行う。		
		③ 実験結果がどのようになるか予想する。
④ 実験結果の予想をお互いに見せ合い，なぜそうなるかを考える。 ⑤ 実験を行う。		
		⑥ 実験結果からまとめと考察を行う。
⑦ 振り返りを行う。		

★図画工作の一例

学校で学習する内容		家庭で学習する内容
①　学習課題を把握する。（例　制作） ②　学習計画を立てる。		
③　前学年まで使ってきた道具を振り返り，新しい道具の使い方を指導する。		
		④　作品の構成を考え，スケッチをかく。
⑤　お互いのアイデアを見せ合い，工夫点などを発表することで作品のアイデアを固めていく。		補助的に you tube に作業をしている動画を配信することもできる。
		⑥　家庭で行える作業を進め（色鉛筆での着色やストローや割りばしなど比較的怪我が起こりにくいものの貼り付け作業），次の授業で何をするのかまとめる。
⑦　学校でしか行えない作業をする。		
⑧　作品を鑑賞し，振り返りを行う。		

★技術科の一例

学校で学習する内容		家庭で学習する内容
①　学習課題を把握する。（例　制作） ②　学習計画を立てる。		
		③　制作する上で，工夫することをまとめる。
④　授業内でしか行えない作業について指導したり，生徒同士で学びあったりする。また，家庭でできる作業のポイントを指導し，家庭学習につなげる。		
		⑤　家庭でできる作業を行い，工夫した点をまとめる。
⑥　工夫した点を伝え合う。		
⑦　振り返りを行う。		

＜留意事項＞

- 学習評価は，「学校で指導した事項」と「家庭で取り組んだ事項」の連続した学習過程の中で，目標に到達したのか評価する。
- 家庭での取組では，個別の指導・支援が十分に行えないため，学校で一斉指導する際には，個々の家庭での取組状況を十分に把握した上で，学習補助員やボランティアなどの支援を手厚く行うなどの指導体制の工夫を行う。

７　知的障害学級における教科等指導の留意点

⑴　小学校知的障害学級の国語，算数，音楽，体育，図画工作，総合的な学習の時間，特別活動，クラブ，委員会活動等については，「⑶教科指導の留意点」に準ずる。

⑵　中学校知的障害学級の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，職業・家庭，外国語，道徳，総合的な学習の時間，特別活動，委員会活動等については，「⑶教科指導の留意点」に準ずる。

⑶　生活単元学習については以下のとおりとする。

①　校外へ出かける学習は，「⑵学校行事の実施についての考え方」の「校外学習」に準ずる。

②　調理などの実習については，「⑶教科指導の留意点」の「技術・家庭」に準ずる。

⑷　その他，領域・教科を合わせた指導については，基となる教科等に対応した「⑶教科指導の留意点」に準ずる。

⑸　小学校知的障害学級における「外国語活動」の単元については，「⑶教科指導の留意点」の「外国語活動」に準ずる。

⑹　自立活動については，児童・生徒の実態把握に基づき，特に「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」の観点から指導内容を見直し，個別指導計画に反映させて指導する。

⑺　教科別の指導，教科等を合わせた指導については，単元等の指導計画を見直し，予定していた授業時数を縮小する。

８　校内通級教室，通級指導学級での対応及び利用児童・生徒等への対応

⑴　校内通級教室，通級指導学級については，教育課程届に記載した週（月）当たりの指導時数のとおり確実に実施する。

⑵　校内通級教室等の指導においても，感染予防対策を十分に行うこととする。特に，通級指導学級において，難聴の児童または構音障害の児童等への指導で，教員または児童がマスク等をはずす必要がある場合は，フェイス・シールド等の利用をするなど，感染予防対策を徹底したうえで指導する。

⑶　きこえの教室を利用している児童等，聴覚の障害がある児童・生徒については，教員がマスクをすることで情報保障に不利益を被ることがないよう，学級担任がフェイス・シールドの利用等の工夫をする。

９　今後の就学相談（校内通級教室等入退級部会）について

⑴　２学期入級を，従来の「９月（８月）入級」に加え，「１０月入級」の「２段階」とする。

⑵　「１０月入級」のために，９月に臨時入退級部会を開催する。

⑶　臨時入退級部会に係る入級申込期限は７月７日（火）とする。（小・中共）

⑷　学校再開後の児童・生徒の状況の変化及び新１年生の状況を踏まえ，２学期からの入室が望ましいと校内で判断する児童・生徒については，「１０月入級」を見据え，７月中に関係書類を整え，教育相談所に提出できるようにする。

⑸　以上の内容について，詳しい日程を含め，別途通知する。

１０　感染者，濃厚接触者等に対するいじめ等への対処について

新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛により，多くの子どもたちがストレスをためていることが想定される。そのストレスを友達に向けたとき，そこにいじめが起きてしまうことに留意する。各学校においては，次のことを踏まえて指導する。

⑴　この状況の中，ストレスを感じることは自然な反応であること。しかし，その処理の仕方を間違えてはいけない（例えば，友達に向けること）ことを，再登校となった早い時期に伝えること（「ストレスがたまっていらいらしたら先生に相談する」「友達も同じように大変な生活をしていたことを理解し，互いに優しくする」など）。さらに，具体的なストレス解消の方法を一緒になって考えるなど，指導すること。

⑵　感染者や医療関係者に対する差別は絶対に許されないこと。特に家族や親族，近所に感染者がいる子ども，親や家族が医療関係者など，感染者の近くで仕事をしている子どもは，いわゆる震災いじめがあったように，そのことを理由に差別されたりいじめられたりする可能性がある。そうしたことは絶対に許されることではないことを，あらかじめ子どもたちに指導しておくこと。

別添資料

調布市立学校における感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）「教育活動編」
２学期以降の教育活動の柔軟な対応について

２学期以降の教育活動の柔軟な対応について（方針）

（1）　学校行事の実施について考え方

<table>
<tr><td>運動会・体育祭</td><td>・　これまで実施してきた方法（内容，週休日開催，保護者・地域の方が一同に参観など）による実施は中止とする。ただし，各学校がスポーツ大会（仮）など工夫して実施することができる。
・　感染状況に注視しながら，体育の授業を保護者のみに参観させ，教育活動の成果を発表するなど，工夫して実施することができる。ただし，そのための過度な練習は行わないこと。また，「（５）その他　授業参観」にあるように，密集，密接を回避して実施すること。</td></tr>
<tr><td>学芸会・学習発表会，
作品展覧会，合唱祭</td><td>・　これまで実施してきた方法による実施は中止とする。ただし，次のように実施の在り方を見直すことで実施することはできる。
①　小学校の作品展覧会については，作成に係る教育活動は実施することができることから，その成果を発表する機会を設定し，保護者に公開することができる。ただし，公開する場合は，参観者の人数を限定するなど感染症対策を講じて実施する。
　また，教育課程を見直し，隔年で実施している学芸会を作品展覧会に変更して実施することができる。
②　中学校の合唱コンクールについては，これまで実施してきた方法による実施（市施設利用等）は中止とするが，感染状況を踏まえ，校内において工夫して実施することができる。</td></tr>
<tr><td>移動教室（小学校）</td><td>・　日帰りの移動教室を実施予定。ただし，次のことに留意すること。
①　出発前に，保護者の参加承諾書を提出させる。
②　出発前の一定期間，健康観察を徹底し，少しでも体調が悪い場合は，欠席を促す。
③　バスの座席は，となりの席をあけるなど，密接を避ける。
例）
<table><tr><td></td><td>○</td><td rowspan="3">通
路</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr></table>
④　飲食を行う場合は，向かい合った席にしない，会話はしない，など，感染症対策を講じる。また，バス内での飲食（適切な水分補給は除く）は行わないこと。</td></tr>
<tr><td>修学旅行（中学校）</td><td>・　中止</td></tr>
<tr><td>宿泊を伴う学習
（特別支援学級）</td><td>・　中止</td></tr>
<tr><td>移動教室（中学校）</td><td>・　中止</td></tr>
<tr><td>校外学習
（地域学習等）</td><td>・　公共交通機関を利用した校外学習は，参加する児童・生徒数など，学校の実態に応じて実施の可否を判断する。実施する場合は，次の点に留意すること。
①　予防上，保護者が児童・生徒の校外学習への参加を望まなかった場合には，個別・柔軟に対応する。
②　出発前の一定期間，健康観察を徹底し，少しでも体調が悪い場合は，欠席を促す。
③　見学等，相手先がある場合は，受け入れが可能なのか，実施する場合の留意点を確認するなど，打合せを十分に行い，受け入れ先の状況をしっかり把握すること。
④　人数を分散するなどして，密集・密接を避ける。
　例えば，中学校の校外学習（都内めぐり）のように，４，５人のグループで公共の交通機関を利用するような分散が可能か。</td></tr>
</table>

	⑤　飲食を行う場合は，「対面で行わない」「会話を避ける」こと。 ⑥　学級単位の規模で食事をする場合，広い場所を確保する。 ⑦　感染予防のためにアルコール消毒液等の持参を希望する意思表示があった場合は，個別・柔軟に対応すること。 ・　学校が旅行会社等と契約して，バスを借り出す場合は，「移動教室（小学校）」を参考にして，感染症対策を講じて実施する。 ・　徒歩による校外学習については，三密を回避し，感染症対策を講じて実施することができる。
健康診断	・　円滑な測定等が行われるよう，学年ごとに分散させるとともに，検診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。 ・　４月に予定していた健康診断は９月以降，５月に予定していた健康診断は，９月以降をひとつの目安としつつ，各学校と学校医との調整において無理なく実施できる日程が９月以前にある場合は，その日程を優先し，当該年度末までの間に可能な限り，速やかに実施する。 ・　心臓病健診（心音心電図検査）は８・９月に実施することとし，歯科刷掃指導はこれまで実施してきた方法による実施は中止し，代替として，資料や歯磨き教材（歯垢染色剤・チェック表など）を対象学年（小学校３年・中学校１年）に配布し，家庭学習として実施する。 ・給食後の歯磨きについては，飛沫による感染予防の観点から，当面の間，実施を見送る。 ※　健診項目ごとの日程・対応等詳細は別途学校へ通知する。
避難訓練	・　学校の実態に応じて，三密を回避し，工夫して実施する。例えば，大規模校については，人数を３分の１（又は，２分の１）に縮小するなど，実施方法を工夫する。

⑵　連合行事等の学校行事について

心の劇場，連合音楽会，音楽鑑賞教室，古典芸能，連合図工（作品）展，合同学習発表会等	・　中止 ・　ただし，連合図工（作品）展覧会については，実施予定

⑶　教科指導の留意点

教科の指導においては，話合いや発表などの活動を一律に中止するものではない。学習指導要領の目標を十分に踏まえ実施する場合には，感染症対策として「マスク等の着用」「一定の距離」「同じ方向を向く」「回数の制限や時間を短縮する」などの対策を講じて実施することができる。

密集が回避できない状況下においては，密接する時間を短時間とすることや，密閉を回避するために換気を十分に行うなど，三密が同時に重ならないよう留意する。

濃厚接触者は，次の【参考】のように定義されています。特に，「その他」の下線部分に留意して教育活動を実施してください。

【参考】
「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他： 手で触れることの出来る距離（目安として１メートル）で、**必要な感染予防策なしで、**「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

教科等	留意事項
国　語	・　「話すこと・聞くこと」の学習は，立ち位置を交互にしたり，一定の距離を確保したりするなど，方法を工夫して実施することができる。 ・　近距離での会話や発声等が必要な場面では，飛沫を飛ばさないよう，マスクの着用を徹底する（※他教科等での活動も同じ）。 ・　漢字や語句などの学習は，単元に工夫して位置付ける。
社　会	・　自宅で調べ学習を課すときは，教科書の本文だけではなく，グラフ，写真，表などの資料にも着目して調べるように指導する。また，家庭学習で調べたことを，教室で交流できるようにする。 ・　映像資料については，「おうちで学ぼう NHK for School」などを参考にする。
算数（数学）	・　各領域における用語や定義，学習指導要領の（内容の取扱い）については，授業中に確実に指導し，家庭学習で計算練習を課すなど，授業と家庭学習が連続するよう，指導計画を見直す。 ・　前年度の未指導分については，学校再開後すぐに指導すべき内容であるか，新学年の指導内容との関連を踏まえつつ，指導の順序を入れ替えるなどして，確実に指導する。
理　科	・　学校で自分なりの予想（仮説）や結果から分かったことの書き方など，ノート指導を十分に行い，家庭学習で自分の考えを，まとめることができるようにする。また，学校で個々の考えを共有し，考えを深める時間を設定する。 ・　映像資料については，「NHK for School」内にある「先生」ページの「教科書から探す」などを参考にして，実験・観察の事前準備や復習など家庭学習の課題として提示するなど工夫する。 ・　実験・観察等において，共有の道具を使用する場合は，使用前後の手洗いを行わせる。
生　活	・　校外へ出かける学習は，移動中や活動中の三密の回避を行い，感染症対策を講じて，工夫して実施する。
音　楽	【「歌唱」の学習を行う場合の対応】 次の例を参考に，学校の実態に応じて実施することができる。 例） ・　立ち位置を交互にするなど，児童・生徒間の距離を１．５m程度空けて，換気を十分に行いながら実施する。 ・　活動場所を音楽室（第一音楽室）と普通教室（第二音楽室）に分けるなどして人数を分散させ，合唱指導やその他の活動を実施するなど，工夫して実施する。 ・　活動場所を体育館や校庭など広い空間で行い，「児童・生徒間の距離の確保」「向かい合わない」など，感染症対策を講じて実施する。 ・　窓側や廊下側の方に向かうなど，同じ方を向いて歌う人数を制限して実施する。 ・　「十分な距離が確保できない」「換気が十分にできない」場合は，一斉に全員が歌ったり演奏したりすることは避け，少人数での活動を基本とし，グループごとに順番に演奏等をしたり，グループの活動場所を別にしたりするなど配慮する。

	【「器楽」の学習活動のうち鍵盤ハーモニカなど呼気を用いた楽器を扱う学習】 ・　鍵盤ハーモニカなど呼気を用いた楽器を使用する場合は，歌唱指導と同様，飛沫がかからないよう，間隔をあけたり，場の設定を工夫したり，換気など感染症対策を講じて実施する。 ・　「器楽」の学習で用いる楽器を複数の児童・生徒が触れる場合は，使用前後の手洗いを行わせる。
図画工作（美術）	・　活動前後の手洗いを徹底する。 ・　共有の道具を使用する場合は，使用前後の手洗いを行わせる。
体育（保健体育）	・　活動前後の手洗いを徹底し，実施する。 ・　器械・器具，用具を使用する場合は，使用前後の手洗いを行わせる。 ・　児童・生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については，接触する時間が短時間となるよう，実施方法に留意する。体育館で実施する際には，換気を十分に行う。 ・　夏季休業期間において，運動不足となっている児童・生徒もいると考えられるため，体育の授業開始時には準備運動（ラジオ体操や一人でできる体ほぐし，ストレッチ等）を十分に行う。 ・　児童・生徒が集合・整列する場面は，間隔を十分に開けること。 ・　校庭や体育館での運動において，十分に児童・生徒間の間隔を確保できる場合は，マスクを着用しなくてもよい。ただし，感染予防のために外したくないと意思表示があった場合は個別に対応し，熱中症等に注意すること。 ・　更衣室を使用する際は，定期的に換気するとともに短時間の利用とし，児童・生徒が密集した状態とならないよう工夫する。 ・　水泳指導（夏季休業中も含む）については中止とする。ただし，水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げる。また，保健分野の応急手当との関連を図る。
技術・家庭	＜家庭（小学校も含む）＞ ・　令和２年度については，これまで実施してきたような，共有の食材，調理，食事を伴う活動は中止とする。中止とした場合でも，家庭については，小学校は５，６学年，中学校では全学年での複数学年での目標となることから，次年度以降に適切に実施する。 ・　例えば，小学校学習指導要領に示されている調理に必要な用具等の安全で衛生的な取扱いや材料に適した洗い方，調理に適した切り方など，個人作業で学習ができるものは実施できる。ただし，食材や用具に他者が触れないよう留意すること。 ・　小・中学校の最終学年においては，学習指導要領に示されている調理に係る内容が未指導である場合については，授業では動画等を利用して理解を促すとともに，保護者へ協力をお願いし，家庭で調理を行うなど工夫して実施する。その際，写真での記録や個人内評価，保護者の評価など記入をお願いし，学習評価の参考とする。 ・　道具や器具やミシンなどを複数で使用する際（中学校技術科も含む）は，使用者を限定することや，使用前後の手洗いを行わせる。
外国語	・　近距離での会話や発声等が必要な場面では，飛沫を飛ばさないよう，マスクの着用を徹底する。 ・　発音の指導で口の動かし方などの指導が必要な場合は，フェイス・シールドを着用するなどを検討する。
道　徳	・　各道徳的諸価値（項目）について最低１回は指導する。
総合的な学習の時間	・　指導計画を見直し，探究的な学習を位置付ける。

特別活動	・　指導計画を見直し，自主的，実践的な活動を位置付ける。
クラブ，委員会活動等	・　委員会活動は，活動内容や協議事項を精選し，短時間で行えるように工夫する。 ・　生徒総会等で全校児童・生徒を一同に会する集会は，感染状況を踏まえつつ，放送設備等を活用し，各教室で実施するなど，実施方法を工夫する。ただし，学校の実態に応じて，児童・生徒間の間隔が十分に確保できる場合は，校庭等での実施など学校の実態に応じて検討する。

⑷　その他の教育活動

職場体験	・　中止とする。 ・　ただし，勤労観・職業観に関わる学習は計画的に実施する。
あいさつ運動	・　各学校であいさつの大切さなど指導する。
学力調査（国,都,市）	・　全て中止とする。
体力調査(国は中止)	・　各学校の任意で東京都教育委員会に申請して実施する。
全校集会，学年集会	・　放送設備等を活用し，各教室で実施する。 ・　体育館や校庭などを使用し，十分な間隔を開けて実施できる場合は，学年や全校児童・生徒を一同に会して実施することができる。
部活動	・　夏季休業期間において，運動不足となっている生徒もいると考えられるため，十分な準備運動を行うとともに，身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど，生徒の怪我防止には十分に留意すること。 ・　活動前後の手洗いを徹底する。 ・　生徒が密集する活動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動は，接触する時間を短縮するなどして，実施する。 ・　合唱部や吹奏楽部の活動については，生徒間の距離の確保，シールドの設置など，飛沫が他者に飛ばないよう感染症対策を講じて実施する。また，換気を十分に行うこと。 ・　部活動で使用する用具等については，生徒間で不必要に使い回しをしないこと。また，使用前後の手洗いを行わせる。 ・　対外試合や演奏会など多数の児童・生徒や不特定多数の参加者が見込まれる活動は，主催者と十分に検討を行い，実施の可否について判断する。 ・　更衣室や部室を使用する際は，定期的に換気するとともに短時間の利用とし，生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
学校給食	・　配膳を行う児童・生徒等は，給食衣・帽子・マスクの着用，手洗いを徹底する。 ・　配膳の際は，児童・生徒等が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。 ・　児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け，会話を控えさせる。 ※　その他の対応については「保健衛生編」参照

⑸　その他

授業参観	・　学級や学年毎など分散させて実施するなど，密集，密接を回避して実施する。また，対象は，当該保護者のみに限定すること。
面談（二者，三者）	・　感染症対策を講じて実施する。
保護者会	・　実施する場合は，密集にならない広い場所で実施するなど，感染症対策を講じる。 ・　ZOOM などオンラインでの実施も引き続き検討すること。

学校図書館の利用	・　感染症対策を徹底した上で，貸出等を行う。
就学時健康診断	・　円滑な健診が行えるよう，施設・人員など各小学校の実態に応じて，下記の工夫・配慮を行って実施する。 ①医師・補助者の増員，教育委員会受付・誘導職員の増員 ②健診項目の見直し（耳鼻科・眼科健診や知能検査の柔軟な対応） ③消毒液の設置，使い捨て器具等の使用，その他保健衛生用品の確保 ④マスク着用の徹底，適切な距離の確保，大規模校等の受付時間の分散 ⑤アレルギー相談の簡素化 ⑥予防上，集団での健診を望まない保護者に対する個別・柔軟な対応
タグラグビー大会	・　中止
東京都教育委員会の関連事業	＜セーフティ教室＞ ・　令和２年度については，年間を通じて様々な場面で非行防止・犯罪被害防止について指導を行うなど，学校の実態に応じて工夫して実施する。 ・　なお，学校再開後，交通事故や重症の怪我等が多発していることから，安全指導については，時間をとって十分に行うこと。 ＜道徳授業地区公開講座＞ ・　学年ごと別日に実施したり，道徳の授業公開（保護者のみ）と意見交換会を別日に実施したりするなど，工夫して実施する。 例）・　保護者会を実施する日に合わせて道徳科の授業を公開し，保護者会において，意見交換やアンケートに記載してもらうなどの時間を設定する。 ・　授業参観を実施する日に合わせて，道徳の授業を公開する。その後，アンケート等に道徳の項目を設定するなどして意見を集約して，その結果や学校からのコメントを学年だより等で共有する。 ・　学校だよりや学年だよりで道徳の授業について発信するとともに，アンケート等を活用して，保護者等の意見を集約するとともに，その結果や学校からのコメントを，再度学校だより等で共有する。

保健衛生編

「保健衛生編」の適用期間は，国や東京都からの学校における感染症対策の要請・指導が終了するまでとする。

第１章　本編の位置づけ及び基本的な考え方

１　本編の位置づけ

本編は，国内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ，文部科学省や東京都教育委員会が公表したガイドライン・マニュアル・通知等を参考に，教育委員会として，市立小・中学校再開時に学校運営上取るべき具体的な感染症予防対策を示し，感染リスクの低減を図るため作成したものである。

なお，本編については，今後も，国や東京都の最新の情報に基づき，継続的に検討し，必要に応じて随時更新していくものとする。

２　保健衛生に関する基本的な考え方

市立小・中学校においては，「国マニュアル」で示された設置者・学校の役割や，「都立学校版ガイドライン」で示された東京都教育委員会の基本的な考え方を参考に，「基本的な感染症対策の徹底」と「集団感染のリスクの回避」に努めつつ，児童・生徒や教職員の感染が判明した場合には，市・医師会・保健所等と十分相談の上，臨時休業など感染拡大防止のために必要措置を講じることとする。

【国の基本的な考え方】　※「国マニュアル」より抜粋

学校においても、「３つの密」を避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入するとともに、地域の感染状況に応じた感染症対策を講じながら、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

また、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での教育委員会と衛生主管部局との連携や、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要です。

【東京都教育委員会の基本的な考え方】※「都立学校版ガイドライン」より抜粋

「新しい日常」を実践するため，学校内外において以下五つの対策を徹底する必要がある。

○ 以下の「３つの密（密閉・密集・密接）」を回避することを徹底
- 換気の悪い密閉空間
- 多くの人が密集している状況
- 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為

※特に３つの密が同時に重なる状況は必ず回避

○ 正しい手洗や咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底
○ 不要不急の外出行動を行わない・行わせないことを徹底
○ 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底
○ 学校医や薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備の徹底

３　学校（教職員）の役割

国マニュアル Ｐ14
都立学校版ガイドライン Ｐ3-9

⑴　校長・副校長の主な役割

ア　校長は，対応の総括責任者として，本ガイドラインで定めることのほか，「国マニュアル」等に基づく校内で必要となる対応を検討・決定する。

イ　教職員へ国・東京都の通知内容や取組，地域の感染の状況など，最新の情報を周知する。

ウ　教職員の模範として自身の健康管理に努める。

エ　教職員に毎朝自宅で検温を行わせ，適切な健康管理に努めるとともに，健康状態に不安がある教職員には無理な出勤を避けるように積極的に促し，発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど，適切な措置を確実に講じる。

オ　教職員が出勤後に発熱等により体調が悪くなったときや，教職員の家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは，帰宅し自宅休養することや，自宅待機するなどの対応を積極的に促す。

カ　保護者へ学校の対応等を周知し，協力を要請する。

キ　児童・生徒や教職員の感染等が判明した場合には，教育委員会・保健所等と十分相談の上，出席停止や自宅待機指示，校内の消毒など，感染拡大防止のために必要な措置を講じる。

⑵　養護教諭の主な役割

ア　毎朝自宅で検温を行い，適切な健康管理に努める。

イ　出勤後に発熱等体調が悪くなったときや，家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは，すみやかに管理職に報告する。

ウ　学校における感染症対策の中核として，他の教職員と連携し，組織的な児童・生徒への健康観察・保健指導等を実施する。

エ　教職員が正しい知識を得て適切な健康管理や保健指導ができるよう，医療や感染症対策等の情報を積極的に提供・発信する。

オ　学校医・学校薬剤師等と連携を図り，校内の環境衛生の保持に努めるとともに，必要に応じて，「国マニュアル」等に基づく対応を検討し，校長に進言する。

カ　児童・生徒や教職員に発熱等の風邪の症状がみられるときは，帰宅するまでの間，保健室等での隔離・検温・経過観察など，適切な対応を講じる。

キ　児童・生徒や教職員の感染等が判明した場合には，校長の指示を受け，教育委員会・保健所等と十分相談の上，他の教職員と連携し，消毒等の感染拡大防止のために必要な対応を実施する。

⑶　教員の主な役割

ア　毎朝自宅で検温を行い，適切な健康管理に努めるとともに，児童・生徒と最も密接に関わることから，健康状態に不安があるときは無理な出勤を避ける。

イ　出勤後に発熱等体調が悪くなったときや，家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは，すみやかに管理職に報告する。

ウ　養護教諭や他の教職員と連携し，組織的な児童・生徒への健康観察・保健指導等を実施する。

エ　児童・生徒への指導について，「国マニュアル」等に基づく必要な対応を検討し，校長に進言する。

オ　児童・生徒や教職員の感染等が判明した場合には，養護教諭や他の教職員と連携し，消毒等の感染拡大防止のために必要な対応を実施する。

⑷　他の教職員の役割

ア　毎朝自宅で検温を行い，適切な健康管理に努める。

イ　出勤後に発熱等体調が悪くなったときや，家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは，すみやかに管理職に報告する。

ウ　栄養士・調理員は，「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。

エ　児童・生徒や教職員の感染等が判明した場合には，養護教諭や他の教職員と連携し，消毒等の感染拡大防止のために必要な対応を実施する。

４　教育委員会事務局の役割

⑴　情報の提供　　国マニュアル Ｐ14

国・東京都の通知内容や取組，他自治体の取組，地域の感染の状況など，最新情報の収集に努め，速やかに学校へ提供する。

⑵　消毒液，教職員用マスク等の確保

消毒液・教職員用マスク等購入の予算措置を講じるとともに，在庫の確保や学校への配布に努める。

⑶　感染者が判明した場合の対応

児童・生徒や教職員の感染が判明した場合に備え，市，調布市医師会，保健所等との連携体制を維持する。

児童・生徒や教職員の感染が判明した場合は，学校保健安全法第 20 条に基づき，国マニュアルに沿って状況を確認し，保健所と十分相談の上，臨時休業の実施の有無，規模及び期間について，検討・決定する。また，患者発生について文部科学省に報告する。

⑷　保護者に対する働きかけ・配慮

ア　市との連携により，新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や家庭での取組の普及啓発を図る。

イ　教育委員会・学校の対応に関する周知に努める。

ウ　海外から帰国した児童・生徒については，保護者に一定期間の自宅待機を要請する。

エ　就学援助等の申請期間について可能な限り柔軟な対応に努める。

オ　児童・生徒の感染等が判明した場合には，感染者，濃厚接触者等に対する偏見や差別が発生しないよう，プライバシーの確保を最優先し，最大限の配慮を行う。

⑸　関係機関との連携

学校単位で連携しにくい機関（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との広域的な対応のとりまとめや情報共有などを行う。

⑹　国・東京都との連携

国・東京都の通知内容や取組に沿った対応を進めていく。

第２章　具体的な感染予防策

１　健康管理・衛生管理等

(1)　児童・生徒の健康管理・衛生管理

国マニュアル Ｐ16-22・32・33
都立学校版ガイドライン Ｐ3-7

ア　健康観察票の配付

学校は，児童・生徒に，健康観察票を配付し，毎日記入・提出を求める。

【健康観察票】
様式１「健康観察票」を使用する。ただし，これと同じ項目が記載できるようになっていれば，学校独自に作成した帳票を使用して構わない。

イ　登校時の健康観察

登校時の声掛けや健康観察，教室での健康観察，提出された健康観察票により児童・生徒の体調を確認する。

検温や健康観察票を忘れた場合は，教室に入室する前に職員室等に立ち寄るよう指導し，別室で検温及び風邪の症状などを確認する。

ウ　マスクの管理

清潔なマスクを着用するよう指導する。

ただし，気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には，熱中症対策を優先させ，活動の態様や児童・生徒の様子等を踏まえ，マスクを外させるなど現場で臨機応変に対応する。

【マスク】
マスクを忘れた場合や校内で汚れた場合等は，学務課が配布するマスクを着用させる。
【暑さ指数（WBGT）】※環境省ホームページより抜粋
WBGT が 28℃以上で厳重警戒，31℃以上で危険（運動は原則中止）。

エ　手洗いの徹底

外から教室に入るとき，咳やくしゃみ，鼻をかんだとき，トイレの後など，こまめに手洗いを行うよう指導する。

手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして，共用はしないよう指導する。

手指用の消毒液は，流水での手洗いができない際に，補助的に用いられるものであるため，基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。

(2)　教職員の健康管理・衛生管理

国マニュアル Ｐ36-37
都立学校版ガイドライン Ｐ7

ア　自宅や学校での健康管理

(ｱ)　教職員

毎朝自宅で検温を行い，適切な健康管理に努め，発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養する。

家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときは，管理職に報告し，出勤を避ける。

出勤後に発熱等により体調が悪くなった場合は，管理職に報告し，すみやかに帰宅する。公共交通機関を使う場合は，マスク等を装着し，できる限り

人と近距離で接触しないよう注意する。

⑴　管理職

毎朝自宅で検温を行い，適切な健康管理に努める。

発熱等の風邪の症状がみられるときは，すみやかに教育委員会（指導室）に報告し，自宅休養・帰宅等適切に対処する。

教職員に自宅での検温を徹底させる。

「健康チェック表」を用意し，毎日，記載内容を確認し，３週間保管する。

教職員や家族・同居者に発熱等の風邪の症状がみられるときや，出勤後に発熱等により体調が悪くなったときは，自宅での休養や帰宅を積極的に促し，他の教職員との接触を避けるなど，適切に対処する。

イ　本人または家族の体調不良時の対応

教職員本人または同居の家族に発熱・倦怠感等の風邪症状がみられる場合は，解熱後 24 時間が経過し，症状が軽快または呼吸器症状が改善傾向となるまで自宅待機する。

ウ　教育活動中の衛生管理

教職員は，定期的・積極的な手洗い（手洗いができない際はアルコール手指消毒液の使用）やマスクの着用等により，児童との接触による感染症予防に努める。

【健康チェック表】
様式３「健康チェック表」を使用する。ただし，これと同じ項目が記載できるようになっていれば，学校独自に作成した帳票を使用して構わない。
【マスク】
教職員が使用するマスクは，原則として教職員各自で用意する。
マスクを忘れた場合や校内で汚れた場合等は，学務課が配布するマスクを着用する。

エ　勤務時間外の行動・配慮

勤務時間外においても，「３つの条件（換気の悪い密閉空間，多くの人が密集，近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避け，行動自粛について徹底する。（家族・同居者等も同様）

国マニュアル P20
都立学校版ガイドライン P7

⑶　来校者の体調確認・衛生管理

管理職は，来校者用の「健康チェック表」を用意し，来校時の体調等の記入を依頼するとともに，積極的な手洗い，アルコール手指消毒液の使用やマスクの着用等を促すことにより，児童との接触による感染症予防に努める。

【健康チェック表】
教職員用の「健康チェック表」を一部改変して活用する。（参考様式）
ただし，これと同じ項目が記載できるようになっていれば，学校独自に作成した帳票を使用して構わない。

⑷　教室等の環境衛生管理

国マニュアル P19-33
都立学校版ガイドライン P8・9

ア　手指衛生用品の設置

校内に石けん（トイレ・手洗い場）や消毒用アルコール（職員玄関・職員室出入口等）を設置するなど，手指衛生を保てる環境を整備する。

イ　換気の励行

換気を行うため，教室のドアは常時開放しておくこととし，授業中における窓開けなどの換気は，可能であれば常時，困難な場合はこまめに（30 分に１回以上，数分間程度，窓を全開する），２方向の窓を同時に開けて行う。

(ｱ)　窓がない教室等

換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努め，使用時は，人の密度が高くならないように配慮する。

(ｲ)　体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり，広く天井の高い部屋であっても換気に努める。

(ｳ)　換気設備やエアコン使用時の対応

換気設備を設置している教室等では，常時，確実に換気設備を稼働させる。

また，エアコンは室内の空気を循環しているのみで，室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから，エアコン使用時においても換気は行う。

(ｴ)　熱中症対策

マスクを外す際は，換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの一層の配慮を行う。

ウ　校内の消毒

通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れ，過度な消毒とならないよう配慮する。

このため，児童・生徒の机など，教室内の備品等の消毒は行わず，多くの児童・生徒が手を触れる共用の箇所（ドアノブ・てすり・スイッチ・蛇口など）のみ，１日１回，消毒液等を使用して消毒を行う。

なお，通常の清掃活動の一環として，発達段階に応じて，児童・生徒が家庭用洗剤等を用いて共用箇所の清掃を行うことや，スクール・サポート・スタッフ，地域学校協働本部による支援等，地域の協力を得て消毒を行うことなど，学校の実情に合わせた対応を図り，教職員の負担軽減にも配慮する。

そのほか，学校医や学校薬剤師との連携の下で，個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど，徹底した衛生環境の整備に努める。

【消毒液等】
保健用のアルコール消毒液や次亜塩素酸ナトリウム，学務課が配布するイソプロピルアルコール消毒液等を使用する。また，通常の清掃活動の一環として実施する場合は，家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）を使用する。
消毒方法は，文部科学省から求められている次亜塩素酸ナトリウム（２度拭き）の積極的な使用を基本とするが，学校の実態を踏まえ，電気スイッチ等への噴霧を除き，時間短縮のためにイソプロピルアルコール（１度拭き又は吹掛け）を使用することは差し支えない。

国マニュアル P41・42
国 学校運営上の工夫通知 P５
都立学校版ガイドライン P32

⑸　給食調理上の衛生管理

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。

⑹　給食指導時の衛生管理

ア　配膳台の清掃・消毒

ポイントを絞って消毒の効果を取り入れるため，給食室（ミルク室）で配膳台用ふきんを消毒し，各クラスに配布して配膳前に清拭する。

【消毒液】
給食用の次亜塩素酸ナトリウムを使用する。（0.05%希釈液，１度拭き）
※水３L に対し次亜塩素酸ナトリウム６%を 25ｍｌで希釈
※吸引すると人体に有害なため，次亜塩素酸ナトリウムを含んだ消毒液の噴霧は不可

イ　配膳・下膳時の対応

石鹸による手洗い・マスクの着用を徹底し，密集を避けるよう指導する。例えば，児童・生徒等が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして，密集を避けて配膳を行う。

ウ　喫食中のマスクの管理

着用していたマスクを清潔なビニール・布等に置くなどして清潔を保つよう指導する。

エ　教職員の被服

教職員は，通常時同様，必ず清潔なエプロン・三角巾・マスクを着用する。

【被服（エプロン・三角巾），マスク】
給食指導時の着衣については，学務課から配布しているエプロン・三角巾・帽子のほか，各自で購入した白衣等でも清潔に管理していれば着用可。
出勤時から着用しているマスクが汚れていなければ取り換える必要はない。

⑺　学校再開時の給食対応（配膳が簡易な給食の提供等）

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として，児童・生徒同士の接触を避け，飛沫感染を防止するための指導を行う期間を確保するため，以下のような工夫による配膳が簡易な形で給食提供する。

配膳を伴わない給食後についても，可能な限り品数の少ない献立（例えば，主菜と具沢山の汁物等）とし，適切な栄養摂取はもとより，引き続き，配膳の過程での感染防止に配慮する。

ア　弁当箱等の容器の使用や，個包装のパンと牛乳，果物等を組み合わせた，配膳（食器への盛り付け）を伴わない給食とする。

イ　食物アレルギー対応については，小学校は，専用トレイ・食器を使用し，アレルギー対応献立表，対応カードによる確認を行うこと。

中学校は，保護者への詳細献立表配布等の対応を行うこと。

ウ　配膳を伴わない給食の実施期間は，分散登校期間を目安に，各校で決定すること。中学校は，小学校と協議し，決定すること。

エ　献立については，登校のサイクルに合わせて検討すること。（２日間同じでよいが，学年の状況に応じて，献立内容を変更することも可とする。）

オ　中学校へ直送される食品がある場合は，中学校で業者の配送資材を利用してクラス分けを行うこと。

⑻　夏季の給食提供

７月下旬及び８月の給食実施日は，８月７日(金)終業式・24 日(月)始業式を除き，当初の年間実施予定回数の範囲内で決定する。

親子給食校については，小・中学校で連携を図り，それぞれ決定する。

国マニュアル P18・49
都立学校版ガイドライン P15

⑼　児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

感染症が疑われる児童・生徒については別室対応とし，感染拡大防止のため，対応にあたる教職員を限定する。

対応にあたる教職員は自身や当該児童・生徒等が正しくマスクを着用しているか確認し，当該児童・生徒と共に手洗いの上，別室へ移動する。対応後も，教職員は手洗いを徹底する。

【個室対応】
会議室・応接室等の使用可能な個室を複数準備することが困難な場合は，同室内で２m以上の距離を確保する，パーテーション等で区切るなどの対応を行う。

体液に触れる処置が必要な場合は，必要な感染予防策（ゴム手袋やフェイス・シールド等）をとって対応し，前後の手洗いを徹底する。

感染症が疑われる児童・生徒等は，速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。

下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診をすすめ，家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については，主治医や学校医と相談する。

下校後は，当該児童・生徒等が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに，部屋の換気を十分に行う。

【消毒液】
保健用のアルコール消毒液や次亜塩素酸ナトリウム，学務課が配布するイソプロピルアルコール消毒液等を使用する。
消毒方法は，文部科学省から求められている次亜塩素酸ナトリウム（２度拭き）の積極的な使用を基本とするが，実態を踏まえ，電気スイッチ等への噴霧を除き，時間短縮のためにイソプロピルアルコール（１度拭き又は吹掛け）を使用することは差し支えない。
【（参考）家庭内での注意事項についての資料】
「家庭内でご注意いただきたいこと～８つのポイント～」（厚生労働省）

２　出席停止の取扱い等

国マニュアル P34-36
都立学校版ガイドライン P43-45

（1）　出席停止の取扱い・登校の判断

児童・生徒の感染が判明した場合，児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合など，下記のような状況が発生したときは，校長は，当該児童・生徒に対し，学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条に基づく出席停止や「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで，校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱うなど，適切な措置を講じる。

なお，下記以外で判断が難しい状況については，教育委員会へ相談し，個別に対応を決定する。

児童・生徒の状況，取り扱い	方法	出席停止の期間	使用書類
児童・生徒の感染が判明した場合 【学校保健安全法】	保護者記入書類の提出（治癒したことが確認できる書類を添付）	治癒するまで	別添様式４ 「新型コロナウイルス感染症罹患による欠席届」
児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合 【学校保健安全法】	保護者記入書類の提出（休んだ期間が２週間未満の場合は，感染していないことが確認できる書類を添付）	感染の有無等，状況が明らかになるまでの間 または 最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して２週間	別添様式５ 「新型コロナウイルスの濃厚接触による欠席届」
日常的に医療的ケアが必要な児童・生徒で重症化するリスクが高い場合 【校長が出席しなくてもよいと認めた日】	保護者記入書類の提出（病院名等を記入）	主治医等が登校すべきでないと判断した期間	別添様式６ 「基礎疾患等による欠席届」
基礎疾患等のある児童・生徒で重症化するリスクが高い場合 【校長が出席しなくてもよいと認めた日】	保護者記入書類の提出（病院名等を記入）	主治医等が登校すべきでないと判断した期間	別添様式６ 「基礎疾患等による欠席届」
発熱・倦怠感・呼吸困難等がある場合 【学校保健安全法】	保護者記入書類の提出（症状の程度や周囲の流行状況に応じて，かかりつけ医と相談）	解熱後 24 時間が経過し，症状が軽快または呼吸器症状が改善傾向となるまで	別添様式７ 「発熱等による欠席届」
同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合 【校長が出席しなくてもよいと認めた日】			
感染症の予防上，保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合 【校長が出席しなくてもよいと認めた日】	保護者に連絡し，事情等を聞き取り	保護者と相談し個別に判断	様式なし ※聞き取った内容メモ等を保管
児童・生徒が海外から帰国した場合（国や地域を問わず） 【学校保健安全法】	保護者記入書類の提出（入国日が確認できる書類を添付）	帰国日から２週間	別添様式８ 「海外からの帰国による欠席届」
児童・生徒が海外から帰国した家族と同居した場合（国や地域を問わず） 【学校保健安全法】			

※解熱後の再登校の目安は，令和２年５月 14 日付け厚生労働省事務連絡「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）」を参考とする。

第３章　臨時休業（感染者が判明した場合等の対応）

１　感染者が判明した場合

国マニュアル P47-53
都立学校版ガイドライン P44・45

(1)　児童・生徒の感染が判明した場合

ア　校長は，児童・生徒の感染が判明した場合，当該児童・生徒について，治癒するまでの間，出席停止とする。

イ　校長は，速やかに，学務課及び指導室に報告する。

ウ　教育委員会（学務課・指導室）は，学校保健安全法第 20 条に基づき，国マニュアル等に沿って，当該児童・生徒の症状の有無，学校内における活動の態様，接触者の多寡，地域における感染拡大の状況，感染経路の明否等を確認しつつ，これらの点を総合的に考慮し，保健所と十分相談の上，臨時休業の実施の有無，規模及び期間について，検討・決定する。

　なお，期間に関しては，保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲とし，濃厚接触者の特定に時間を要しない場合や，濃厚接触者がいない等の場合，臨時休業は実施しない。

エ　学校は，必要に応じて，保健所の指示に従い，他の児童・生徒等の健康観察を行うとともに，保健所の実施する濃厚接触者の特定等，必要な調査に協力する。

(2)　教職員の感染が判明した場合

　校長は，教職員の感染が判明した場合，当該教職員について，治癒するまでの間，休ませる。以降の対応については，「１(1)児童・生徒の場合」のイ～エと同様の取扱いとする。

２　濃厚接触者に特定された場合

(1)　児童・生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合

ア　校長は，児童・生徒等の同居の家族の中に感染した者がいるなど，当該児童・生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には，速やかに学校に知らせるよう，事前に保護者に依頼しておく。

イ　校長は，保護者や児童・生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は，当該児童・生徒の居住地域を所管する保健所に，濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で，感染の有無等，状況が明らかになるまでの間，または最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して２週間，出席停止とする。以降の対応については，「１(1)児童・生徒の場合」のイ～エと同様の取扱いとする。

(2)　教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合

　校長は，教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に，濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で，感染の有無等，状況が明ら

かになるまでの間，または最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して２週間，休ませる。以降の対応については，「１(1)児童・生徒の場合」のイ～エと同様の取扱いとする。

３　保護者等への周知・市民への公表

(1)　周知・公表の考え方

教育委員会は，臨時休業を実施する場合に，保護者への周知及び市民への公表を行う。

感染が判明した児童・生徒が一定期間登校しておらず，学校内における接触者が存在しないなどの理由により，保健所の指示を踏まえて，当該校が臨時休業を実施しない場合には，保護者への周知及び市民への公表は行わない。

(2)　保護者等への周知

ア　学校は，~~児童・生徒の感染が判明し，~~臨時休業を実施する場合には，プライバシーに配慮した上で，保護者に対して，説明文書の配布や学校安全安心メールの活用により，感染者発生状況及び学校の対応を周知する。

~~イ　教育委員会は，当該校の対応決定後，速やかに感染者発生状況及び当該校の対応を全校へ周知する。~~

(3)　市民への公表

教育委員会は，~~児童・生徒の感染が判明し，~~臨時休業を実施する場合には，~~当該校の対応決定後，~~市・保健所と十分に相談の上，市ホームページに感染者発生状況及び学校の対応などの内容を掲載し，公表する。

~~ただし，当該児童・生徒が一定期間登校しておらず，学校内における接触者が存在しないなどの理由により，保健所の指示を踏まえて，当該校が臨時休業を実施しない場合には，市民への公表は行わない。~~

~~また，~~掲載内容については，感染者に対する偏見や差別が発生しないよう，プライバシーの確保を最優先し，原則として，学校名・学年・性別・氏名は非公開とする。

(4)　教職員の感染が判明した場合の対応

教職員の感染が判明した場合には，市・東京都の対応に準じた取り扱いとする。

４　校内の消毒

学校・教育委員会は，保健所の指示に従い，校内に保管してある消毒用アルコールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し，当該児童・生徒や教職員の行動範囲等を考慮して，校内の消毒を行うほか，必要な措置を講じる。

また，物の表面についたウイルスの生存期間を考慮し，24～72 時間程度，立ち入り禁止とするなどの処置も検討する。

【消毒液】
保健用・給食用の次亜塩素酸ナトリウム，学務課が配布するイソプロピルアルコール消毒液等を使用する。

５　都内感染者の発生状況を踏まえた措置

教育委員会は，必要に応じて，特定の地域におけるクラスターの発生状況や都内の患者の発生状況等を踏まえ，保健所と十分相談の上，一部又は全ての学校における休業措置についても検討する。

登録番号
（刊行物番号）
2020-１２１

調布市立学校感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）
≪令和２年８月 24 日版≫

発行日　令和２年８月
発　行　調布市教育委員会
編　集　調布市教育委員会教育部指導室・学務課
〒182-0026 東京都調布市小島町 2-36-1
TEL 042-481-7480，7475・6
印　刷　庁内印刷